

県政 150 周年記念推進本部設置要綱

(目的)

第 1 条 1872 年 11 月 27 日に、現在の愛知県が誕生してから、2022 年で 150 周年を迎えるにあたり、県政 150 周年が県民の郷土への愛着や誇りを醸成する契機となるよう、庁内各局等の連携のもとに、県政 150 周年記念に係る事業を着実に推進するため、県政 150 周年記念推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 県政 150 周年記念に係る事業の推進に関すること。
- (2) その他、県政 150 周年に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021 年 3 月 25 日から施行する。

別表第1

<p>本部員</p>	<p> 政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 感染症対策局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市整備局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 東京事務所長 尾張県民事務所長 政策調整監 建設政策推進監 </p>
------------	--